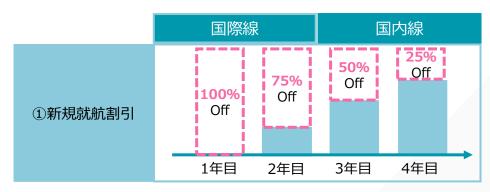
【割引制度(稚内・釧路・函館・旭川・帯広・女満別空港共通)】

① 新規就航割引:運航開始から4年間、段階的に割引を適用

② 増量割引:対前年度増量分に対して、割引を適用

【制度内容】

	対象		割引率	適用条件
①新規就航割引	着陸料 保安料	国際定期便 国内定期便 (旅客)	1年目:100% 2年目: 75% 3年目: 50% 4年目: 25%	・航空会社にとっての新規開設路線 ※運休又は廃止から2年間経過していない路線を除く
②増量割引	着陸料 保安料	国際定期便 国内定期便 (旅客·貨物)	対前年度増量分の 75%	・算定期間と前年同期間を比較し、増量の場合に適用 ※機材の小型化が伴う増便は適用外 ※着陸回数増加を伴わない最大離陸重量増加のみは適用外





■着陸料等詳細については、空港供用規程(URL: https://www.hokkaido-airports.co.jp/airport_operation/) をご参照ください。